

第2章 景観形成の基本的な考え方

1 「景観」の捉え方

景観法においては、「景観」について、他法令上特段の定義がなく用いられている用語であること、また、良好な景観は地域ごとに異なるものであり、統一的な定義を置くと結果的に画一的な景観を生むおそれがあること等により、特段の定義付けがなされていない（「景観法運用指針」）。

「景観」という言葉は、一般的には「人々の目に映る地形や地物（樹林、建築物、工作物等）の様」という意味で使用されている。

しかしながら、「景観」は、風土の基礎をなす自然環境（地形や気象、植生等）を根幹として、その風土に対応して築かれてきた文化や社会経済活動といった社会生活の態様により今日の姿を形成してきており、今後も変遷していくものであることから、「景観」として目に見えるものと、その背景にある地域性や歴史性等の関係を捉えることによりはじめて、景観の真の姿が把握できるものと考えられる。

本ガイドラインでは、このような点にも留意して、「景観」を捉えることとする。

2 景観形成の基本理念

次のような基本理念の下に、共に力を合わせて良好な景観の形成に取り組み、本県の特徴を生かしたかごしまらしい景観をつくり、これを将来の世代に引き継いでいく。

〔鹿児島県景観条例（抜粋）〕

（基本理念）

第2条 良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境をつくり出すこと及び郷土に対する誇りや愛着をはぐくむことに寄与するものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、また、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

3 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、市町村及び県民等（県民、事業者及びこれらの者の組織する団体をいう。以下同じ。）により、共生と協働（相互に特性や役割を認識し、及び尊重し合いながら、対等な立場で、協力することをいう。）を旨として、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

3 県・市町村・住民・事業者の役割等

(1) 県の責務

① 県景観条例における規定

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

② 具体的な取組

ア 普及啓発（条例第8条）

良好な景観の形成の必要性について、県民等の理解を深めるため、普及啓発に努める。

《取組》

- ・ 景観セミナーの開催
- ・ 表彰の実施 等

イ 市町村支援（条例第6条）

市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うよう努めるとともに、市町村が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施するために参考となる事項を内容とする指針を作成する。

《取組》

- ・ 市町村の景観計画策定等に際しての景観アドバイザーの派遣
- ・ 景観形成ガイドラインの策定 等

ウ 県民等支援（条例第9条）

県民等による良好な景観の形成に関する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努める。

《取組》

- ・ 地域ぐるみ景観づくり活動支援
- （景観づくり推進団体の認定・支援） 等

エ 景観に配慮した公共事業の実施（条例第11条）

良好な景観の形成に配慮した公共事業の実施に関する基準を定め、この基準に従って、公共事業を実施する。

(2) 市町村の役割

① 県景観条例における規定

(市町村への要請等)

第6条 県は、良好な景観の形成の促進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村に対し、その区域の特性に応じた良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することを求めるものとする。

② 具体的な取組

その区域の特性に応じた良好な景観の形成に関する施策を策定・実施する。

《規制・誘導関係》

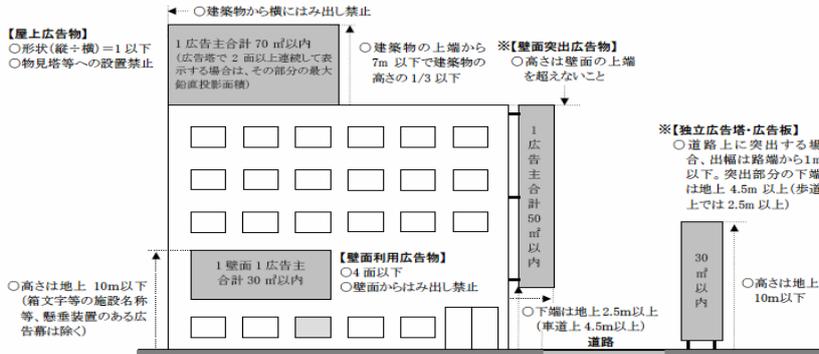
- ・ 景観行政団体となる。
- ・ 景観計画や都市計画を定め、景観形成のビジョンを示すとともに、規制・誘導等を行う。
- ・ 屋外広告物の規制を行う。 等

□ 景観形成の方針のイメージ



(出典:小田原市ホームページより)

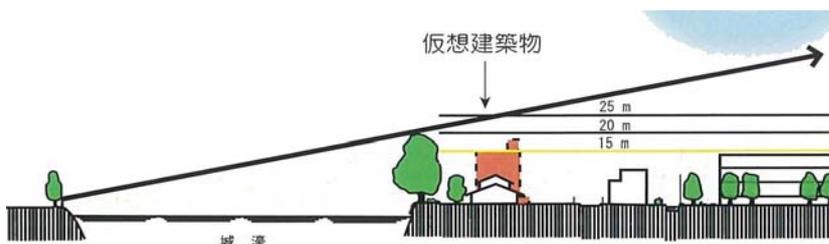
景観計画による建築物等規制・誘導
景観法に基づく景観計画により、建築物等の規制・誘導を行うことで、実効性のある景観行政を行うことができる。



緑化地域等による緑化の推進イメージ
(屋上緑化の例)
(出典:名古屋市ホームページより)

屋外広告物の規制・誘導

屋外広告物条例に基づく設置基準等により、屋外広告物を規制・誘導する。
(出典:小田原市ホームページより)



都市計画法に基づく規制

高度地区などで、建築物の規制を行う。

(出典:佐賀市高度地区指定パンフレットより)



伝統的建造物群保存地区(知覧麓地区)

《規制・誘導以外》

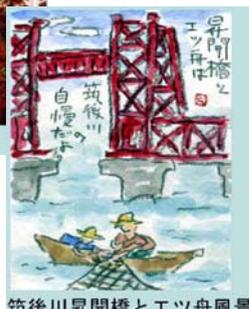
- ・タウンウォッチングを開催し、地域の実情を官民で共有する。
- ・景観資源データベースを作成し、住民等へ広く周知を図る。
- ・地域の景観に関する写真・絵画コンテストを実施し、地域の景観への理解を高めるとともに、住民の意向をつかむ。
- ・景観計画や地区計画等の制度を活用した地域のルールづくりを促進する。
- ・景観セミナー、シンポジウム等の開催
- ・景観サポーター制度の創設
- ・学校教育と連携した子供への景観教育の実施 等

○風景写真の募集・コンテスト



樋並木の夜景

受賞作品
(一部抜粋)



筑後川昇開橋とエツ舟風景

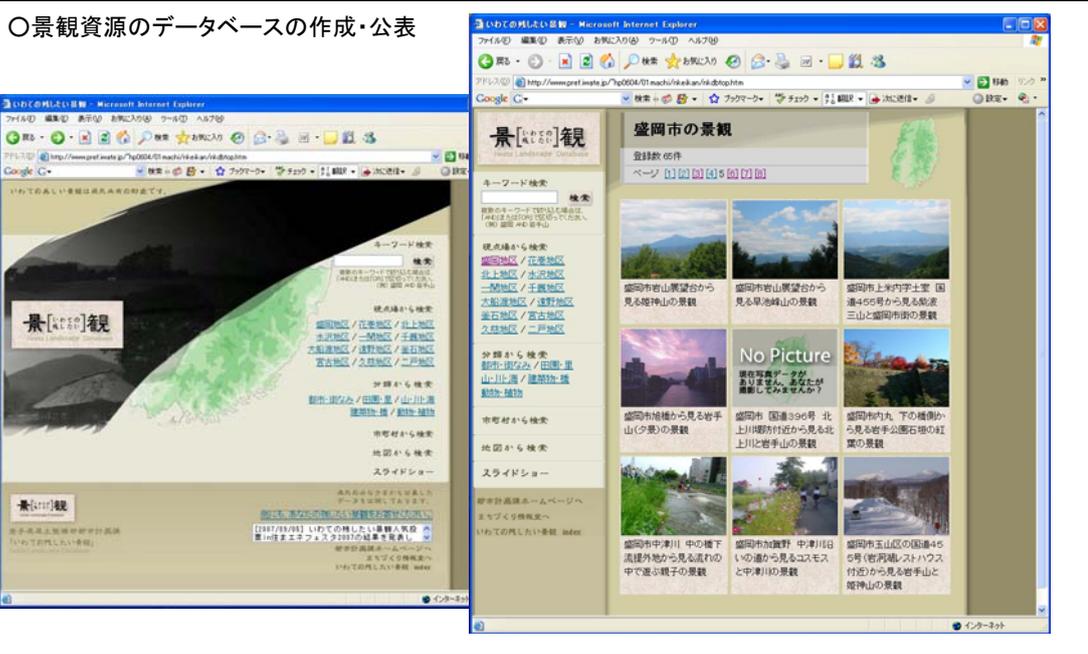
地元商店街での展示会



心に残る地域の景観の募集(風景写真・絵画コンテスト:福岡県)

地域の人々が大事にしていきたいと思う風景について、写真や絵画、絵手紙や川柳などで募集を行い、コンテストを実施。応募作品は、地元中心商店街で展示会を開催し、意識啓発を図っている。

(出典:福岡県ホームページより)



景観資源のデータベースの構築およびホームページでの公表(景観資源データベース:岩手県)
 住民から地域の残したい景観を公募しながら、その資源データを収集・整理し、写真と情報をセットで、ホームページを活用して広く公表を行うことで、意識の啓発と残したい景観に関する意識形成を図っている。
 (出典:岩手県ホームページより)

○地域の景観形成につながるルールづくり

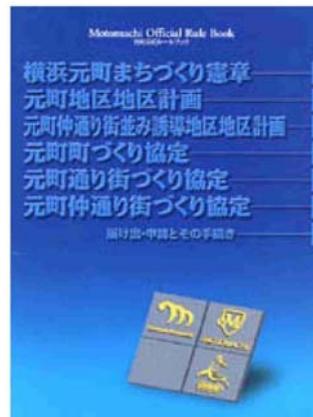
1 階部分のセットバックで
 快適な歩行空間を形成

統一的なデザインの街灯
 やベンチ等の設置



元町地区での景観形成の取組の流れ

年	事業	目的	具体的内容
第一期	1955 壁面線の指定	新しい街づくり	私有地歩道
	1985 元町街づくり協定締結	魅力ある街並みづくり	建築物用途 建築物形態(壁面後退・意匠・色・看板) 私有地歩道の維持管理
第二期	道路再整備事業	質の高い街路空間	歩道の拡幅 電線の埋没
	1999 元町仲通り街づくり協定締結	楽しいふれあいの街並みづくり	建築物用途、形態 街路の管理 まちのにぎわいづくり
	元町仲通り街並み誘導地区地区計画	商業と居住の共存	建築物用途 容積率、高さの最高限度 敷地面積の最低限度 壁面後退
	2003 元町地区地区計画	商業と居住の共存	建築物用途 建築物形態及び意匠
	元町公式ルールブック	商業と居住共存のまちづくり	横浜元町まちづくり憲章 二つの地区計画 四つの街づくり協定
2004	商業空間整備	商業空間のグレードアップ	道路舗装 ストリートファニチャーの設置 照明の増設



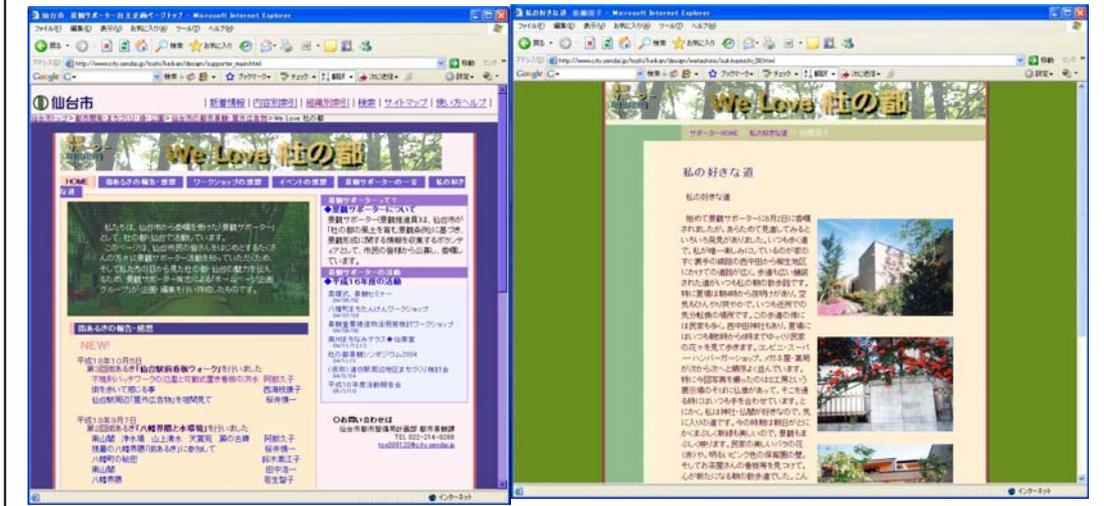
(出典:「景観法と景観まちづくり」
 (社)日本建築学会編より)

(出典:横浜市商連
 ニュースより)

住民との協議による地域の景観形成のルールづくり(地区計画等の策定:横浜市元町地区)

横浜市元町地区では、地元商店主によるグループが中心に、1950年代から歩きやすく魅力ある商店街づくりを目標に景観まちづくり活動がはじまり、建物や広告物等のルールをまちづくり協定として定めるとともに、行政と連携して公共施設の質の向上が進められており、行政と協力しながら住民主体の景観まちづくり活動が継続的に展開されている。

○景観サポーター制度



地域の担い手となる人材育成プログラム(景観サポーター制度:仙台市)

景観に関心のある住民に対し、将来的な景観まちづくりにおいて地域のリーダー的な存在となってもらうための教育・啓発プログラムを実施。仙台市では、行政側からの情報提供や活動への参加だけでなく、サポーター自身の主体的な活動展開を促すことを目的に、専用のホームページを開設、活用し、サポーターによる情報発信やサポーター間での交流・ネットワークづくりにつなげ、継続的な人材育成に取り組んでいる。

(出典:仙台市ホームページより)

○景観教育

副読本による授業



好き／嫌いな景観スケッチ



学校外での景観観察



学校教育と連携した子供たちへの景観教育(景観学習教室:青森県)

子供たちへの景観に関する学習機会として、学校教育と連携した景観学習教室を実施している。独自の景観の教科書「景観副読本」を作成するとともに、学校への専門家派遣などを行っている。

(出典:青森県ホームページより)

(3) 県民の役割

① 県景観条例における規定

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に取り組むとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

② 具体的な取組

ア 良好な景観の形成に関する理解を深める。

《取組例》

- ・ 地域の歴史や文化に関心を持ち、子供達へ伝えていく。
- ・ 季節ごとの地域の景観を写真や絵画等で残す。
- ・ 埋もれた景観資源を大人と子供と一緒に発掘する。 等

NPO法人「まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会」の取組

NPO法人「まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会」は、地理や歴史、自然を学び、これからの鹿児島島のまちづくりについて考えながら、生涯学習・調査研究を行うNPO法人。

史跡めぐりなどのウォークラリー、学習会や地域再発見の視点から見た都市計画、地域活性化、観光保全など「まちづくり」全般に関わる事業等を実施している。



(これまでの取組)

- ・ 脇田川親水マップ（左図参照）
- ・ まち歩き「かつて西武田村がありました」
- ・ まち歩き「列車でいく喜入麓～意外な文化財めぐり～」

イ 良好な景観の形成に取り組む

《取組例》

- ・ 地域で話し合い、まちづくり憲章や協定等のルールをつくる。
- ・ 自宅の周辺の清掃や自治会の清掃活動等に参加する。
- ・ 庭や駐車場、生け垣などに花木を植え、手入れを行う。
- ・ 商業活動や農林業等の生産活動を通じて地域の風景を維持する。 等



地域での話し合いへの参加



庭の植栽



農業活動の風景

「道守かごしま会議」の取組

「道守かごしま会議」は、鹿児島県内各地で、道端の清掃・美化活動、歴史や文化の発掘などを行っている方々（道守）のネットワークの形成と行政との協働による情報の共有化を図るため、平成16年7月7日に設立された。

（道守かごしま会議の取組）



道路の清掃活動



「歴史街道の継承活動」

（出典：道守かごしま会議ホームページより）

NPO法人「くすの木自然館」の取組

くすの木自然館の活動（海岸のゴミ調査）

地元の誇りである「白砂青松」の重富海岸。近年、駐車場や松林の中がゴミであふれるようになり、くすの木自然館では、ゴミ拾いと実態調査を実施した。

この取組の結果、海岸にゴミが少なくなり、海岸に遊びに来る人々が増加し、海岸からの風景を楽しみに訪れる人々も、美しい景観を維持するために協力してくれるようになっている。



松林と重富海岸



海岸のゴミ拾いの様子

ウ 県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力する。

《取組例》

- ・住民提案制度等を活用して、県や市町村に対して、地区計画や景観計画等を提案する。
- ・公共事業の実施に当たっての住民説明会等に参加する。
- ・シンポジウムや講演会、セミナー等に参加する。 等



シンポジウムへの参加
(かごしま都市デザインシンポジウム)

(4) 事業者の役割

① 県景観条例における規定

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

② 具体的な取組

ア 土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努める。

《取組例》

- ・建築物や屋外広告物を地域の景観に配慮したもの（形状、色彩など）にする。
- ・事業所の周囲の清掃や敷地内の美化に努める。 等



周囲の景観に配慮した屋外広告物(桜島)
通常の青色から桜島の景観に配慮し、茶系色にしている。



工場の周囲の緑化
敷地境界への美しい植栽は、
地域景観の向上に大きく寄与

イ 県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力する。

住民と共に、地域の景観形成に協力する。